

一 般 質 問 通 告 書

令和3年9月2日

区議会議員長 秋 本 とよえ 殿

区議会議員 6 番 うめだ 信 利

令和3年第3回定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第85条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

(質問件名)

1 児童虐待の検証結果と支援組織の強化について

(質問要旨)

葛飾区児童虐待事案検証委員会の答申などについて

- (1) 検証委員会の検証結果が、令和3年8月17日に区長に報告された。児童相談所・一時保護所の開設準備において人材育成・確保が順調でないなか、委員会の提言の中に、子ども総合センターの強化(人員確保・専門職育成等)が書かれていた。一度に3つの組織の人材育成・確保は困難であることは明白で、区は子ども総合センターの強化に集中し、児童相談所・一時保護所は都に任せた方が、子どもたちの為になると考えるが、区の見解を求める。

(質問件名)

2 児童相談所・一時保護所候補地の選考過程などについて

(質問要旨)

現在、児童相談所と一時保護所の設置が予定されている借地について、住民監査請求の意見陳述において、政策企画課長は、公社15件、基金16件、都45件、民間2件もの土地を検討し、最終候補地に残った3か所は、①双葉保育園の仮園舎を整備した都営住宅跡地(更地)、②立石の民有借地(建物あり)、③新宿の民有地(建物あり)と説明した。

①は都と買収協議がなかなか進まず断念、③は令和5年開所に間に合わない。よって、最後は②の立石の民有借地が整備地となったと説明したが、選考過程が全く不透明である。

(1) 情報公開請求したが、候補地を立石の借地と決めるに至った検討過程を記載した文書は存在しないと区から回答を受けた。調査資料もなく、いったいどのように最終候補3か所まで土地を絞り込み、立石の借地と決められたのか。

(2) (パネルで住宅地図を表示)

双葉保育園の建設中、仮園舎(東堀切1丁目402)を整備した土地(1659.14㎡)は、都から平成23年11月から平成27年5月まで区が借り上げ、子育て支援部の調べによると1年間の地代は5235936円、およそ月額436328円。現在、立石の借地(2177.93㎡)には月額約220万円の地代を払っている。

双葉保育園(東堀切1丁目424)の土地(1538.88㎡)は、都から払い下げてもらい価額は減額措置を受け、2億3537万1696円(契約日:平成25年10月10日)であった。

(a) 仮園舎を整備した土地は、当時、都から区に「買いますか。」と勧められたそうだが、1度に2か所(402、424)も購入する利用目的が無かったので、402は借地になったと聞いた。わずか3年後、平成28年11月頃、402の土地が児童相談所の最終候補地になったら、都と買収協議がなかなか進まず断念になった説明は、とても不自然であり、今も更地である。区は事実を答弁しているのか。

(b) 立石の借地は、地主さんから見れば、売ったら約7億3720万円でそれっきり、貸せば約10億円(3年間+35年間)の地代収入、さらに契約期間満了までに児相施設を解体し、土地は更地で戻って来る、こんなおいしい話であるが、区民から見れば、事前に分かっていて何も残らない大損の契約をした区長の責任は重大である。最初から立石の借地に区は決めていたのではないか。

(質問件名)

3 監査委員などの組織について

(質問要旨)

葛飾区監査委員および財産価格審議会のあり方について

(1) 住民監査請求の口頭陳述の中で、一部の監査委員から「財産価格審議会で決定された答申について、監査委員はこれ以上踏み込むことはできない」という発言があった。

(a) 葛飾区が制定した「監査基準」には財産価格審議会の決定について、監査委員の審査が及ばないという規程は一切存在しないが、どうしてこのような発言が言えるのか。

(b) あらためて監査委員の職責を教えてください。

(c) 今後、監査委員組織に対して、区長は見直すべきと考えるが、いかがか。

(2) (a) ところで、財産価格審議会の議事録には、資料となっている不動産鑑定評価書が当該土地の更地価格、その地代を極めて割高に算定していることについて協議された記載がまったく存在しないが、財産価格審議会はそれでもしっかり協議したと言えるのか。

(b) 審議会の会長が審議される区の副区長で、公正な審議ができるのか。大いに疑問であるが、区の見解を求める。

(c) この10年間で審議会は何件審議し、何件不承認だったのか。

(d) 財産価格審議会の委員構成などあり方そのものを見直すべきではないか、区の見解を求める。